令和 2 年度 第二部会技術分科会 活動報告 (概要)

令和3年7月 一般社団法人 日本消火装置工業会

1. 委員会

(1) 委員構成

1名増員し、13社15名で構成

(2) 開催回数

定例会(原則月1回)6回=計6回(内1回はメール審議とした)会議室で開催するが、Web参加も併用するようになった。

2. 審議・確認事項

(1) 一斉開放弁の動作事例について

- ・点検現場で5年程度開けていなかった一斉開放弁を開けようとして開かなかった事例があるか?また、キチンと開いた事例はあるか?を調査した。
- ・調査結果を整理し、日本消防設備安全センター、消防庁予防課に提出した。

(2) 泡消火薬剤のサンプリング検査の対象が増加した場合の対応について

- ・点検基準が改正され、PFOS含有泡消火薬剤以外の泡消火薬剤もサンプリング検査の対象 になった場合、検査実施会社が受け入れ体制を作れるか調査した。
- ・必要に応じ体制強化を図る会社、現時点で体制強化の予定がない会社があった。
- ・企業の事業計画に係る事項であるため強制はできないが協力をお願いした。

(3) PFOS含有泡消火薬剤を交換する際の留意点に関するリーフレット作成について

・PFOS含有泡消火薬剤を所有している省庁で交換計画を立案したことに対応し、化審法による規制前だったPFOAおよびその塩の取扱いについて注意喚起するリーフレットを作成しホームページで掲載・周知した。

(4) 規制が予定されているPFOA等の対応について

- ・PFOAについては化審法による規制が予定されているが、詳細が決まっておらず、該当する泡消火薬剤が確定できていない。そのため、どのような課題があるか検討しそれぞれ対応することにした。項目は下記の通り。
- 該当泡消火薬剤の確定時期
- ・点検基準の改正への対応
- 周知方法
- ・廃棄処理施設の確定は?(\rightarrow PFOSと同様な規制内容であれば、今のPFOSマニュアル に追加していく形で検討する。)

(5) 泡消火設備の点検基準改正(予定)への対応について

- ・点検基準が改正される予定であり、その内容の把握、対応方法について検討した。
- ・主な見直し項目は、一斉開放弁の点検、サンプリング検査の見直しになる見込み。
- ・サンプリング検査における不正防止、試験方法の正当性などを検討した。
- サンプリング検査の判定基準に検定申請値を用いているが、企業秘密として公表できない場合の対応について検討したSDSに記載されている事が多く、企業秘密にならない可能性が高いことを確認した。
- ・サンプリング検査を実施するには、泡消火薬剤が何であるかが判っていることが前提である

ため、設備概要表、試験結果報告書、点検票への薬剤名称の追加が必要であるとの結論に至り、報告書の改正を要望することにした

(6) 泡消火薬剤の混合に関する資料修正について

・資料中に誤記があることが判明したため修正し消火装置工業会のホームページへ掲載した。

(7) 点検基準改正に伴う一斉開放弁の設置年数台帳について

・一斉開放弁の点検基準見直しに伴い、設置年数台帳の案を作成した。

(8) 化審法における P F O A 規制のパブリックコメントへの意見提出について

- ・化審法の規制対象となるか否かの法律の運用について判断できなかったため、パブリックコメントに意見を提出し、その回答を得ることにした。
- ・文面について検討し、意見提出した。

(9) 化審法における P F O A 関連物質規制のパブリックコメントへの意見提出について

- ・化審法の規制対象となるか否かの法律の運用について判断できなかったため、パブリックコメントに意見を提出し、その回答を得ることにした。
- ・文面について検討し、意見提出した。

3. 関連作業部会および外部委員会

- (1) PFOA等対応WG
 - ・令和2年度は7回開催した。

(2) 令和2年度消防用設備等講演会の講師派遣について

- ・消防職員、消防設備施工・点検業者、消防設備製造者等を対象にした「泡消火設備について」 を題材とした講演会がオンラインで開催されることになった。
- ・講師派遣依頼があり、2部会から講師を派遣した。

以上